

≪ 令和7年4月1日～ ≫ 入院時食事療養費の負担額変更について

厚生労働省において、食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額が改正されました。
 令和7年4月1日より、食費1食あたりの負担額が下記のとおり変更になります。
 (全医療機関共通の値上げ金額となります。)

	【R6年5月まで】	【R6年6月～】	【R7年4月～】
・一般、現役並み	460円	→ 490円	→ 510円
・低所得 区分Ⅱ	210円	→ 230円	→ 240円
	160円	→ 180円	→ 190円 (90超の入院の場合)
・低所得 区分Ⅰ	130円	→ 140円	→ 変更なし (入院医療の必要性が低い場合)
	100円	→ 110円	→ 変更なし (入院医療の必要性が高い場合)
・指定難病患者	260円	→ 280円	→ 300円

療養病床への入院時の食費と居住費（令和7年4月1日～）

当院(療養病床)入院時の、食費(1食当たり)と居住費(1日当たり)の生活療養費(Ⅰ)標準負担額は下表の額になります。
 < 65歳未満の患者様は食費の負担額のみで、居住費の負担はございません。 >

70歳未満 所得区分	70歳以上 所得区分	生活療養費(Ⅰ)標準負担額	
		1食当たりの 食費標準負担額	1日当たりの 居住費
上位(区分ア、イ) 一般(区分ウ、エ)	現役並みⅢ、Ⅱ、Ⅰ 一般	510円	370円
低所得(区分オ)※	低所得区分Ⅱ※	240円(90日以内の入院)	
		190円(90日を超える入院)	
	低所得区分Ⅰ※	140円(医療必要性が低い)	
		110円(医療必要性が高い)	
指定難病患者		300円	0円

※ 住民税非課税世帯、低所得区分Ⅱ・低所得区分Ⅰにつきましては、限度額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。
 また、マイナンバーカード(マイナ受付)による確認も可能です。